

青森県報

第五百九十号

令和五年
三月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………が生活習慣病・対策課……………一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………(同)……………一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同)……………二
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課)……………二
 - 障害福祉サービス事業者の指定……………(同)……………二
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課)……………三
 - 道路の区域の変更……………(道路課)……………三
 - 道路の供用の開始……………(同)……………四
 - 自動車専用道路の指定……………(同)……………四
 - 高潮浸水想定区域の公表……………(港湾空港課)……………四
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課)……………五
 - 知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課)……………五
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)あつては

告 示

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……六

青森県告示第百九十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
西十一番クリニック	十和田市西十一番町四〇の三八	令和元・〇・三
はち内科・消化器内科クリニック	八戸市類家四丁目二一の七	四・七・一
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の一	四・三・三
中村整形外科医院	青森市浪打二丁目三の一六	〃

青森県告示第百九十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指月日定
西十一番クリニク	十和田市西十一番町四〇の三八	令和 元・二・一
アルカディア中央薬局	弘前市大字扇町二丁目一の三	三・一・五
山内整形外科	弘前市大字城東四丁目六の一七	四・二・一
訪問看護ステーションTsu gu	十和田市稲生町一九の三五コーポマ サ二〇二	四・三・二六
I & H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	五・一・一
一松堂医院	八戸市大字朔日町三七	五・一・二〇
なるみ脳神経・在宅クリニック	八戸市東白山台四丁目三一の一九	五・二・一
ニコニコ薬局ニツ屋店	八戸市大字沢里字ニツ屋一の二二三	五・三・三

青森県告示第百九十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
----	----	-----	-------

青森県告示第百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後
あおかい訪問看護青森東	八幡町クリニク	青森市浪打一丁目一四の三丁 MGビル三階	青森市浪打一丁目一四の三丁 MGビル四階
医療法人仙知会八幡町クリニク	弘前市大字青山四丁目二七の一〇	令和 二・六・二五	十和田市西十二番町一〇の二 石倉荘一
みどりの風訪問看護ステーション	十和田市西三番町二二の三二	四・九・二六	

指定障害福祉サービス事業者

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
上北地方教育・福祉事務組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	就労継続支援B型	フレンドリーホーム 公立もつく	令和 五・三・三二
			十和田市大字三本木字西金崎三六九の五五	

青森県告示第百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	障害福祉サービスを行う		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	フリーホムもくもつく	十和田市大字三本木字西金崎三六九の五五	令和五・四・一
社会福祉法人北心会	十和田市西二十一番町六の二四			

青森県告示第百九十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五 長根 サツ 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の一 畑中 清二 三戸郡階上町大字道仏字泉田窪二の三 北城 一志 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七 黒坂 一男	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂一五 川村 雅弘 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四 川口 俊一	新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	主として底建網漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎一六五の二 二階 初雄 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の一 柿崎 久光	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
上北郡東北町旭北二丁目三一の一 沼尾 栄一 上北郡東北町大字大浦字一本松一五九の二 濱田 募	小川原湖区域 小川原湖漁業協同組合の地区	底びき網を使用して行うじじみ漁業

青森県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字岩崎字浜野二四六から 西津軽郡深浦町大字岩崎字浜野二三七の一まで		前 二〇・二〇メートルから 二五・三〇メートルまで	後 四三・二〇メートルまで	七五・五〇メートル 八二・〇〇メートル	
2	国道	二七九号	むつ市大字田名部字前田四三から むつ市大字田名部字斗南岡三二の一三〇まで		前 一一・二〇メートルから 一二・四・三三メートルまで	後 一一・二〇メートルから 一二・二・九二メートルまで	三、四二〇・〇〇メートル 三、四二〇・〇〇メートル	

青森県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字岩崎字浜野二四六から 西津軽郡深浦町大字岩崎字浜野二三七の一まで	令和 五・三・二四
国道二七九号	むつ市大字田名部字前田四三から むつ市大字田名部字上道八七の四五一まで	五・三・二五

青森県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定するので、同条第四項前

段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
国道二七九号	むつ市大字田名部字前田五の八から むつ市大字田名部字上道六九の四まで	令和 五・三・二五

青森県告示第百九十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の三第一項の規定により、高潮浸水想定区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて置いて閲覧に供する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定の区域

青森市及び東津軽郡蓬田村の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

- 二 浸水した場合に想定される水深
一の図面に示す水深
- 三 浸水継続時間
一の図面に示す時間

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
スーパードラッグアサヒ弘前堅田店 弘前市大字宮川一丁目二の一三外	マツモトキヨシ弘前堅田店 弘前市大字宮川一丁目二の一三外	令和 三・九・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ノースジャパンエステート
弘前市大字城東北四丁目四の二〇
代表取締役 三上純子

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男

株式会社マツモトキヨシ東日本販売
宮城県仙台市青葉区中央二丁目二の二四
代表取締役 高野昌司

令和
三・九・一

四 届出年月日

令和五年三月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量(令和五年三月三日公表)の一部を次のとおり変更したので、

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）

における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 ころまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（小型魚）漁業	346.9トン

第2 ころまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（大型魚）漁業	588.8トン

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九号

令和五年三月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を合

む。）の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、二六八 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二二、九二一 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

- 東津軽郡選挙区 六、一六〇 人
- 西津軽郡選挙区 四、九四九 人
- 南津軽郡選挙区 六、三二二 人
- 北津軽郡選挙区 七、二三七 人
- 上北郡選挙区 二六、七七七 人
- 三戸郡選挙区 一八、四一六 人
- 青森市選挙区 七八、四七八 人
- 弘前市選挙区 四七、八一〇 人
- 八戸市選挙区 六三、二一六 人
- 黒石市選挙区 九、一九八 人
- 五所川原市選挙区 一八、二〇七 人
- 十和田市選挙区 一六、九八二 人
- 三沢市選挙区 一〇、六一七 人
- むつ市選挙区 一九、九〇三 人
- つがる市選挙区 八、八八八 人
- 平川市選挙区 一一、三一一 人

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
-------------------------------------	--	-----------------------------